

第4回岩泉町農業委員会総会会議録

令和2年10月20日

岩泉町農業委員会

第4回岩泉町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年10月20日 午前10時00分～

場 所 岩泉町役場 分庁舎第1会議室

招集者 岩泉町農業委員会長 合 砂 哲 夫

- 議 事
- 1、開 会
 - 2、挨 拶
 - 3、議事録署名委員指名
 - 4、会議書記の指名
 - 5、議 事
 - 議案第1号 農地法の適用外証明願いについて
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地利用集積計画に係る意見決定について
(農地中間管理事業法第19条の2【農用地利用集積計画一括方式】)
 - 6、そ の 他
 - 7、閉 会

出席委員（7名）

1番 早川ケン子 委員
3番 武田 健 委員
5番 三田地泰正 委員
7番 合砂 哲夫 委員

2番 工藤 幸雄 委員
4番 茂木 素子 委員
6番 佐藤 安美 委員

欠席委員（なし）

出席した農地利用最適化推進委員（1名）

佐々木喜道 委員

出席した職員

局 長 佐々木修二
副 主 幹 八重樫泰長

局長補佐 佐藤 太一

◎開 会

(午前10時00分)

佐々木事務局長 定刻となりますので、ただいまから第4回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、農業委員会憲章の唱和を行います。本日は、輪番によりまして、3番、武田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(農業委員憲章唱和)

佐々木事務局長 ありがとうございました。

◎挨拶

佐々木事務局長 それでは、合砂会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。今日は第4回の農業委員会総会ということで、ご出席いただきましてありがとうございます。

秋の農作業ももうそろそろ最盛期は終わったのかなと思いますけれども、なかなか天候がうまくいかないわけでございますけれども、そういった中でもご出席いただきましてありがとうございます。

まだコロナが落ち着かない関係上、来月に予定しておりました農業委員大会も大会は中止ということでございましたけれども、それに代わる研修会を人数を制限して行うということでございますので、ひとつよろしく願いしたいなと思います。

本日は、農地法の適用外証明願並びに3条、また利用集積の関係について議案が上がっておりますが、ひとつ皆さんからご忌憚のないご意見を出していただいて審議してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

佐々木事務局長 ありがとうございました。

本総会につきましては、岩泉町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長となり、議事を進行することになっておりますので、以降の進行につきましては合砂会長をお願いいたします。

◎会議成立宣言

議 長 それでは、本日の欠席届のあった委員はございません。全員出席して、ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、第4回岩泉町農業委員会総会を開会いたします。
議案はお手元に配付したとおりであります。

◎議事録署名委員指名

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員に3番、武田委員、6番、佐藤委員を指名いたします。

◎会議書記指名

議 長 次に、会議書記の指名を行います。
本総会の会議書記に八重樫副主幹を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第1号についてご説明いたします。

議案第1号は、農地法の適用外証明願いについてであります。提案しております適用外証明願いについての審査件数は3件でございます。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 八重樫副主幹。

現在まで手続を怠っていた事情ですが、農地法の手続が必要であるとの認識がなかったことによるものです。

次に、9ページ目をお開きください。審議番号3の現地確認書となります。現地確認は、10月9日に農地利用最適化推進委員の佐々木喜道委員、小野寺則利委員にお願いして実施しております。

5の現地確認の意見につきましては、適用外は適当であるとの意見を頂戴しております。意見決定の理由といたしましては、現況は原野であり、勾配がきつく農地として復元するには困難と思われるというものでございます。

10ページには位置図、11ページには現地写真をそれぞれ添付しております。

以上で議案第1号についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現地を確認した推進委員から意見などございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、これより質疑に入りますが、委員の皆様に申し上げます。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をよろしくお願いたします。

また、推進委員におきましても、議席番号を言ってからの発言をひとつよろしくお願いたします。

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、三田地委員。

5番三田地委員 1から3までが調査委員の意見は可でありまして、私どもはそのとおりだと思うのですが、審議番号の2番と3番が本人が町外にいるわけだ。それで家族がどなたか町内にいるのか、この審議番号2と3についての説明をお願いします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 お答えいたします。

審議番号2の※※※※様、それから※※※※様は、町内に家族の方はいらっしゃらないと承知しております。

以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

議案第1号 農地法の適用外証明願いについては原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。提案しております許可申請は、売買による農地の取得に関するもの2件、贈与による農地の取得に関するもの1件となります。

詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、座らせていただいて説明をさせていただきます。

議案第2号、それでは説明いたします。12ページ目をお開き願います。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和2年10月20日提出、岩泉町農業委員会、合砂哲夫。

審議番号1でございます。申請人の住所、氏名、譲受人、※※※※※※※※※※※※※※※※、譲渡人、※※※※。土地の表示、所在地番、地目及び面積、※※※※※※※※※※です。台帳地目、現況は畑で、面積は※m²です。耕作状況は、不耕作です。移転の事由、譲受人は経営規模を拡大するために農地を取得する、譲渡人は耕

議 長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、質疑なしと認めます。
これから議案第2号を採決いたします。
議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり決定いたしました。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農用地利用集積計画に係る意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
局長。

佐々木事務局長 それでは、議案第3号についてご説明いたします。
議案第3号は、農用地利用集積計画に係る意見決定についてでございますが、農地中間管理事業法第19条の2、農用地利用集積計画一括方式の内容となっております。
提案しております許可申請は、利用権設定に関するもの3件となります。
詳細につきましては担当がご説明申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 それでは、座って説明させていただきます。
それでは、ご説明いたします。20ページをお開き願います。議案第3号 農用地利用集積計画に係る意見決定について、農地中間管理事業法第19条の2（農用地利用集積計画一括方式）でございます。
次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。基盤強化法第18条第

5番、三田地委員。

5番三田地委員 事業の渡人である※※※※氏の事業を※※さんが継承するということなのだが、※※※※さんの事業の主なものは何か、説明をお願いします。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 お答えいたします。

酪農家として生乳を搾っているという状況でございます。

5番三田地委員 ちなみに頭数というのは結構飼っているの。

八重樫副主幹 今頭数を減らして15頭、不確かです申し訳ございませんけれども、15頭前後と承知しております。

議長 5番、三田地委員。

5番三田地委員 継承者、※※さんのほう、住所が非常に現場から離れた中にあるのですが、当分こういう形のまま、それとも今度利用する場所に移るのか、見通しについて伺いたい。

議長 八重樫副主幹。

八重樫副主幹 お答えいたします。

※※氏の住所ですけれども、今既存の農家の※※様、※※様がそのまま住居にはお住まいになるということで、そこの住居に移ることはできないので、近辺に新たな、さすがに小川から通うということは難しいものがある、生き物を扱う上で難しいものがあると思いますので、近辺に居住地を探しているということでございます。

議長 5番、三田地委員。

5番三田地委員 非常にいい試みだなと思って見ているのですが、やはりこういうこの新規の就業者については町としてもやっぱり住まいの確保というか、何か生活しやすいような環境を整えることも私は非常に大事だと思うのですが、担当課として何かそういう配慮があるのか、ないのか、お伺いします。

議長 局長。

佐々木事務局長 本件は事業継承という形で、これまでなかった事例なのかなというふうに思っています。この辺、町、農協と各分で事業継承の事業を組み立てて今回実施という形になります。

その中でやはり住まいという考えがございまして、これにつきましても、町の定住対策の一環としていろいろな方面での検討事項を情報提供しながら進めてまいっております。現在は町内に住居を構えているとお伺いしておりますので、これからも引き続きいろんな面でやはり支援のほうをしていきたいなと思っております。やはり酪農でございまして、牛舎のそばにあったほうがベストなのかなということもございまして、その辺配慮しながら進めていきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農用地利用集積計画に係る意見決定については原案のとおり決定いたしました。

これで本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

◎その他

議 長 次に、その他であります。

事務局の説明を求めます。

佐々木事務局長 事務局からでございます。3点ほどございます。2点については、私のほうからご説明申し上げます。

次回の総会については、11月20日金曜日、午前10時から分庁舎第1会議室での開催を予定してございます。よろしく願いいたします。

2点目についてでございます。例年行われております永年勤続農業委員、農地利用最適化推進委員表彰の受賞に関する報告でございます。今年度におかれましては

合砂哲夫会長及び三浦喜之助前最適化推進委員の2名の方の受賞が決定してございます。今回は大会での受賞ができませんので、賞状を当方で頂きまして、次回の農業委員会の総会でお二方に交付をしたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

3点目については担当の八重樫のほうがご説明申し上げます。

八重樫副主幹 それでは、私のほうから、資料をお配りしてはいますけれども、ホチキス留めをしてある、写しと書いてある資料でございますけれども、中山間地域の農業振興地域づくりを考える研修会ということで、農業委員会特別研修会が開催されるということで、これの参加案内でございます。

日時ですけれども、令和2年11月11日、来月の11日の水曜日、1時から3時15分まで、場所は盛岡市のキャラホールで開催されるということでございます。

開催内容でございますけれども、ページをお開きください。1ページに記してありますとおり、講演とパネルディスカッションが開催されるということでございます。

何分今コロナウイルスが拡大しております、その影響で参加人数は農業委員、最適化推進委員の定数の25%、4分の1程度をお願いするというのが農業委員会のほうから通知がございますので、それに向けての取りまとめを行っていきたくと考えております。

なお、農業委員7名の皆様をまず参加者の第一優先として考えまして、そして都合がつかなかった場合には最適化推進委員の皆様にご案内をして参加者を募るということにしたいと思いますので、そのようにご承知願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 事務局からは以上であります、委員の皆さんから何かございませんか。

(なしの声)

議長 なければ、以上で終わります。

◎閉会

議長 それでは、第4回岩泉町農業委員会総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前10時50分)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年10月20日

岩泉町農業委員会会長

署名委員 3番

署名委員 6番